

## 議案第 1 2 号

川崎市病院局企業職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市病院局企業職員定数条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 2 6 年 2 月 1 8 日提出

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市病院局企業職員定数条例の一部を改正する条例

川崎市病院局企業職員定数条例（平成 1 6 年川崎市条例第 6 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「1, 2 7 6 人」を「1, 3 7 3 人」に改める。

附 則

この条例は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

井田病院における医療体制及び看護体制の充実強化を目的として、これらに必要な職員を配置するため、この条例を制定するものである。